

2021年11月吉日

お客さま各位

株式会社 福井銀行

2021年末時点で2018年以降の勘定が設定されていないNISA口座のみなし廃止について

2021年12月31日時点において2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）が設定されており、2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）または累積投資勘定（つみたてNISA）が設定されていないNISA口座を保有するお客さまについて、2022年1月1日に当該NISA口座を廃止させていただきますので、お知らせいたします。

記

1. NISA口座のみなし廃止について

令和3年度税制改正により、2021年12月31日時点において2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）が設定されており、2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）または累積投資勘定（つみたてNISA）が設定されていないNISA口座を保有するお客さまについては、2022年1月1日に当該NISA口座を開設する金融商品取引業者等の営業所の長に対して、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、同日をもって当該NISA口座を廃止する「のみなし廃止」措置が設けられています。

当行では、上記「のみなし廃止」措置の対象となるお客さまについて、2022年1月1日にNISA口座を廃止させていただきます。

なお、2022年1月1日にNISA口座を廃止した後、非課税口座廃止通知書の郵送や廃止した旨のご案内はいたしませんので、ご了解いただきますようお願いいたします。

2. NISA口座の再開設をご希望のお客さまのお手続きについて

(1) 2021年12月30日までにお手続きされる場合

①他金融機関で2018年以降にNISA口座を開設していない場合

当行本支店の窓口にて、非課税口座開設届出書および個人番号届出書（個人番号届出書が未提出の場合）をご提出ください。

②他金融機関で2018年以降にNISA口座を開設している場合

他金融機関でNISA口座の廃止または金融機関変更のお手続きをしていただき、当行本支店の窓口にて、他金融機関発行の非課税口座廃止通知書または勘定廃止通知書と、非課税口座開設届出書および個人番号届出書（個人番号届出書が未提出の場合）をご提出ください。

(2) 2022年1月5日以降にお手続きされる場合

上記（1）と同様の手続きになります。

なお、2022年1月4日は、税務署の処理の都合上、再開設のお手続きはできません。

本件に関するお問い合わせ先
ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

フリーダイヤル：0120-291-253

株式会社福井銀行 事務企画グループ

受付時間：平日9:00～17:00（銀行休業日を除く）